

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No182号 2012.07.31
発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikekotekkai.com>

政府は ILO 勧告に基づき 労使交渉の確保に向け必要な対応を

国民支援共闘会議は7月23日、ILOより出された勧告を受けて、羽田国土交通大臣および小宮山厚生労働大臣あての要請書(裏面の厚労大臣あて要請書を参照。国交大臣あて要請文も同趣旨)を提出するとともに、国交省および厚労省への要請行動を実施しました。要請行動には大黒作治共同代表(全労連議長)、伊藤潤一東京地評議長、津恵正三国民共闘事務局長、三星宗弘日航乗組副委員長、坂井裕介日航乗組執行委員、内田妙子CCU委員長・客乗原告団長、山口宏弥乗員原告団長が出席しました。



ILO 勧告を受け「協議の場の確保」を政府に要求。写真は国交省にて要請書を提出する大黒共同代表(全労連議長)

国交省:ILOの勧告については真摯に受け止めている

要請団:勧告踏まえ「当事者間で話し合って解決を」という大臣発言を具体化せよ!

国交省は要請行動に対し「ILOの勧告は真摯に受け止めている」としつつも、勧告に対する見解等々については「コメントは差し控えさせていただく」との対応に終始しました。

要請団より、前田前大臣は「両者において円満に、とにかく会社において解決を図っていただきたいという立場で見守っていきたいし、指導もしていきたい」と述べ、羽田大臣も、「私としても(前大臣と)同じ気持ちであります」と答弁している。「十分話し合え」とする勧告は、いわば大臣答弁の実践を求めているものの。日航は司法の判断を仰ぎたいとして具体的交渉には全く応じていない。大臣答弁を言葉だけで終わら

せるのでなく、勧告も踏まえて具体的な対応を講じるよう強く要請する旨、改めて伝えました。



国交省にて要請をする要請団のみなさん

厚労省：まだ検討していない、政府の対応はしかるべき時期にILOに報告する

要請団：本件はILOの監視下に入った、条約締結国の政府にふさわしい対応を！

要請に対し厚生労働省は「勧告については、本件の関連部署—国土交通省、外務省、内閣府等—にて情報の共有を図っている」「しかるべきに時期に政府としての対応をILOに報告することになる」「現時点での勧告に対する検討はしていない」「一般論として言うが、勧告については、尊重はするが従う義務はない」等と答弁。

要請団は「勧告が出されたことで日航解雇事件はILOの監視（フォローアップ）下に入った。日本政府の対応は国際的にも注目されている」「今後の政府の対応については、当該の日航乗組やCCUよりILOに『情報提供』として随時報告することになる」「条約締結国にふさわしい対応を早急にとるよう強く要請する」旨伝えるとともに、申立てに対応し、ILOに提出した政府の答弁書の全文（写し）の提示も要求し要請行動を終えました。



「政府は勧告を踏まえて対応を」と厚労省へも要請。写真は要請行動で発言する内田客乗原告団長（23日厚労省にて）。

厚生労働大臣

小宮山 洋子殿

JAL不当解雇撤回国民共闘

日本航空乗員組合

日本航空キャビンクルーユニオン

日本航空不当解雇撤回裁判原告団

ILO勧告に則って早期に労使協議の場の設定を求めます

貴職も御認識の通り、2010年12月の日本航空での165名の整理解雇に関連して、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンが、ILO結社の自由委員会に申し立てていた事件で、去る6月15日に別添の通り、結社の自由委員会から日本政府に対して勧告が出されております。

今回の勧告は日本政府に対して情報の提供を求めておりますように、ILOが日本航空の整理解雇事件と裁判に強い関心を持っていることを示すものです。

特に日本政府に対して労働組合代表の役割の重要性を指摘していること、また当事者間で十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調し、日本政府に協議の場を確実に保証することを求めています。

本件に対する政府の関与については、4月11日の衆議院国土交通委員会で取り上げられ、前田国土交通大臣（当時）は、議員の質問に対して、司法の場での争いはあるとしながらも、「やはり両者において円満に、とにかく会社において解決を図っていただきたいという立場で見守っていきたいし、指導もしていきたい、こう思っております」と答弁しています。また、羽田国土交通大臣は6月20日の国土交通委員会において、「日本航空の整理解雇について、前大臣の御見解は承知させていただいております。私としても同じ気持ちであります」と答弁をされています。

貴職におかれましては、協議の場を確実に保証することを日本政府に求めているILO勧告、および国土交通委員会での国土交通大臣の発言も踏まえ、厚生労働行政を統括する立場から、事態解決に向けた協議の場の設定に向け、直ちに必要な対応を取られますよう、ここに要求いたします。

以上